

投資信託非課税口座のみなし廃止措置について

令和3年度の税制改正により、投資信託における2017年分の非課税管理勘定（一般NISA口座）を設定しているお客さまで、2021年12月31日までにマイナンバー（個人番号）をお届けいただけないお客さまは、2022年1月1日をもって「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされ、非課税口座が廃止されることとなります（「みなし廃止」といいます）。

また、すでにマイナンバー（個人番号）をお届けいただいているお客さまでも、2018年以降の非課税管理勘定（一般NISA）が設定されていないお客さまは、同様の措置（みなし廃止）となります。

「みなし廃止」措置の対象となるお客さまで、引き続き非課税口座の利用を希望される場合は、あらためて非課税口座を開設する必要がありますのでご案内申し上げます。

※ 非課税口座の開設手続きにあたり、マイナンバー（個人番号）をお届けいただけないお客さまは、マイナンバー（個人番号）のお届けが必要です。

詳しくは投資信託お取引店までお問い合わせください

以 上